

被災された皆さまへ

# 金融庁と財務局からの大切なお知らせ

債務整理のガイドラインを  
ご存知ですか？

「債務整理のガイドライン」を  
利用することにより、  
**住宅ローンなどの免除を  
受けることができます。**

(注)債務の免除には、一定の要件を満たすことが必要となります。

## ガイドラインを利用するメリットは…

メリット

1

個人信用情報の登録などの不利益を  
回避できます。

メリット

2

国の補助により  
弁護士費用はかかりません。

(注)運営委員会に登録された弁護士の費用に限ります。

メリット

3

手元に残せる現預金の上限が  
500万円を目安に拡張されています。  
義捐金等は、上記500万円とは別に  
手元に残すことができます。

(注)被災状況、生活状況などの個別事情により減額が  
あり得ます。

詳しくは、以下へご相談ください。

個人版私的整理ガイドライン運営委員会

コールセンター

☎ 0120-380-883

青森支部 ☎ 017-721-1015

岩手支部 ☎ 019-606-3622

宮城支部 ☎ 022-212-3025

福島支部 ☎ 024-526-0281

茨城支部 ☎ 029-222-3521

東京本部 ☎ 03-3212-0531

いずれも受付時間は  
平日9:00~17:00

ホームページからもアクセスできます。  
<http://www.kgl.or.jp/>



私的整理ガイドライン

検索

クリック



金融庁



財務局

# 被災された皆さまへ

生活再建や事業再建でお悩みの方は  
こちらへご相談ください

## 生活再建でお悩みの方へ

### 住宅ローンなどの免除制度については・・・

『個人版私的整理ガイドライン』が用意されています。

個人版私的整理ガイドライン運営委員会

コールセンター ☎ 0120-380-883 へご相談ください。

※詳しくは、裏面をご覧ください。

### 新しい住宅ローンのお申し込みについては・・・

『災害復興住宅融資』や『フラット35Sの金利引下げ幅の拡大措置※』が用意されています。

住宅金融支援機構

災害専用ダイヤル ☎ 0120-086-353 へご相談ください。

※省エネルギー性の優れた住宅に限ります。

### 生活資金のご相談については・・・

『災害援護資金貸付』や『生活復興支援資金貸付』により、無利子または低金利でお借り入れができます。

『災害援護資金貸付』については、被災の際に居住していた市役所・町村役場へ  
『生活復興支援資金貸付』については、お住まいの市町村の社会福祉協議会へ  
それぞれご相談ください。

## 事業再建でお悩みの方へ

### 事業資金でお悩みのときは・・・

『保証協会による債務保証』と『日本公庫と商工中金による長期・低利の融資』が用意されています。

青森県信用保証協会 ☎ 017-723-1351 へご相談ください。

岩手県信用保証協会 ☎ 019-654-1500 へご相談ください。

宮城県信用保証協会 ☎ 022-225-5230 へご相談ください。

福島県信用保証協会 ☎ 024-526-2331 へご相談ください。

茨城県信用保証協会 ☎ 029-224-7811 へご相談ください。

千葉県信用保証協会 ☎ 043-221-8181 へご相談ください。

または最寄りの日本公庫・商工中金の支店へご相談ください。

### 事業の再生をお考えの際は・・・

『東日本大震災事業者再生支援機構』と『産業復興機構』が用意されています。

東日本大震災事業者再生支援機構 ☎ 022-393-8550 へご相談ください。

産業復興機構については、

青森県産業復興相談センター

八戸事務所 ☎ 0178-32-7153 へご相談ください。

青森事務所 ☎ 017-752-9225 へご相談ください。

岩手県産業復興相談センター ☎ 019-681-0812 へご相談ください。

宮城県産業復興相談センター ☎ 022-722-3858 へご相談ください。

福島県産業復興相談センター ☎ 024-573-2561 へご相談ください。

茨城県産業復興相談センター ☎ 029-302-5880 へご相談ください。

千葉県産業復興相談センター ☎ 043-215-8790 へご相談ください。